

## 指定訪問看護の重要事項説明書

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第37号の第8条に基づいて、事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1. 事業者概要

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 事業者名称 | 株式会社 緑風         |
| 所在地   | 山梨県甲府市上阿原 310-2 |
| 代表者名  | 代表取締役 中村 留美子    |
| 電話番号  | 電話：055-232-6131 |

### 2. 事業所概要

|       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 事業所名称 | 訪問看護ステーション緑風                       |
| 指定番号  | 1960190492                         |
| 所在地   | 山梨県甲府市上阿原 310-2 ハイッ甲府 203          |
| 電話番号  | 電話：055-287-8860 ファックス：055-287-8861 |

### 3. 事業の目的と運営方針

#### [事業の目的]

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

#### [運営の方針]

- 訪問看護ステーション緑風（以下、本事業所という）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援する。
- 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市区町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 本事業所は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努める。

### 4. 本事業所の職員体制（2025年4月1日現在）

| 職種       | 従事するサービスの内容等                                    | 常勤 | 非常勤 |
|----------|-------------------------------------------------|----|-----|
| 管理者（看護師） | ・管理者として業務管理を一元的に行います。<br>・併せて看護師としての業務も兼務します。   | 1名 |     |
| 保健師      | ・健康相談、生活改善のための指導・アドバイスなど、健康的な日々を送れるようにサポートします   |    | 1名  |
| 看護師      | ・主治医から訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせて必要に応じたサービスを提供します。 | 2名 |     |
| 事務員      | ・事務業務又は事務職務の連絡等を行います。                           | 1名 | 1名  |

### 5. 訪問看護の内容

#### 【訪問看護計画書の作成】

- 事業所は利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、主治医の指示書及び介護支援専門員の作成した居宅サービス書に沿って、訪問看護計画書を作成します。